

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者の支援について

1 中小企業経営近代化融資緊急対策融資及び緊急対策融資に係る利子補給の実施期間延長について

町融資緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)については、当初、令和2年3月25日から令和2年12月31日を実施時期としていたものを、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、実施時期を令和3年3月31日まで延長しています。

また、より金融支援の強化が必要なことから、緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)に係る利子補給の補給率を10分の10に拡大し、実質無利子とすることで、中小企業者の金融支援を実施しています。

これらの取組により、中小企業の金融支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せず、金融支援の継続が必要なことから、緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施時期を、国のセーフティネット保証制度の指定期間にあわせ、令和3年6月30日まで延長し、利子補給の拡大についても令和3年6月30日まで延長しようとするものです。(保証協会の保証料については現行ですでに全額補助)

これにより、緊急対策融資については、令和3年6月30日まで、保証料・利子について、実質ゼロとなるものです。

2 予算

緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施時期の延長に係る予算(利子補給及び保証料補助)については、今後、補正予算を計上し、対応する。

3 参考資料

中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱(改正案)

中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱(改正案)

4 その他

令和3年6月30日以降についても、国のセーフティネット保証制度の期間も参考に、町融資緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)の実施期間を検討します。

中小企業経営近代化資金緊急対策融資実施要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中小企業経営近代化資金融資に関する条例（昭和45年条例第16号）第7条の2の規定に基づき、緊急対策融資を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 緊急対策融資の対象となる災害その他非常の事態及び融資の実施時期については、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

災害その他非常の事態	融資の実施時期
新型コロナウイルス感染症	令和3年4月1日から令和3年6月30日
新型コロナウイルス感染症	令和3年1月1日から令和3年3月31日
新型コロナウイルス感染症	令和2年3月25日から令和2年12月31日

中小企業経営近代化資金緊急対策融資利子補給実施要綱（改正案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、中小企業融資利子等補給条例（昭和 39 年条例第 26 号）（以下「利子補給条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、利子補給を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲及び利子補給率）

第 2 条 この要綱の対象となる緊急対策融資は中小企業経営近代化対策融資実施要綱に定めるものとし、利子補給率は別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

対象融資（災害その他非常の事態）	対象借入期間	利子補給率
新型コロナウイルス感染症	令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日	10 分の 10
新型コロナウイルス感染症	令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	10 分の 10
新型コロナウイルス感染症	令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日	10 分の 10